

# 農機具共済掛金表

## 火災共済

単位：円

共済金額 100万円当たり	共済掛金
すべての農機具	1,100

## 総合共済

単位：円

共済金額 100万円当たり	割引			基本等級	割増					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
普通農機具	3,500	3,600	3,700	3,900	5,100	6,800	8,800	10,900	13,300	15,600
特殊農機具	19,000	19,200	19,600	20,000	22,000	24,000	27,000	31,000	35,000	40,000

### 《総合共済における無事故割引・有事故割増制度について》

農機具1台ごと、契約期間中の共済事故による災害共済金支払いの有無に応じて、翌年の掛金を割引あるいは割増する制度です。

- 衝突・接触・墜落・転覆・異物の巻き込みの事故が割増対象です。
- 契約期間中に割増対象事故が発生し、災害共済金を支払った場合、次回等級が上がり掛金が高くなります。ただし、1契約期間で3等級アップが限度になります。
- 2年以上継続加入している農機具で過去2年間連続して割増対象事故がない場合、次回等級が下がり掛金が安くなります。また、3年間連続して割増対象事故がなければ2等級下がります。
- 前契約(前共済責任期間)が無事故であれば、一時的に未継続となった場合でも、猶予期間中「契約終了日の翌月末日まで」に掛金を納入いただければ、継続加入とみなし、掛金の割引率を設定します。
- 農機具を入れ替えた場合は以前の等級を引き継ぎます。
- 継続加入ができなくなった場合は、「割増等級」は3年間引き継がれ再加入時に適用されます。3年を過ぎれば「基本等級」からの適用となります。
- 契約期間を1年未満としている場合、割増事故が発生したときは割増等級が適用されますが、割引の対象にカウントされません。

## 更新共済

### 普通農機具

単位：円

満期共済金額 (減価共済金)	補償額 (共済金額)	補償期間	
		5年	7年
20万円	20万円	40,200	28,840
	40万円	41,880	30,520
100万円	100万円	201,000	144,200
	200万円	209,400	152,600

### 特殊農機具

単位：円

満期共済金額 (減価共済金)	補償額 (共済金額)	補償期間	
		6年	7年
40万円	40万円	71,040	61,560
	85万円	79,455	69,975
100万円	100万円	177,600	153,900

◆2年目からの掛金は、共済金額10万円当たり200円安くなります。3年目以降は2年目と同じ掛金です。

## 次のような場合には共済金をお支払いできないことがあります

### ■加入申し込みにあたって

- NOSAIが事故の確認をする前に修理済で損害の確認が困難な場合、共済金の支払いができなくなります。
- 新価補償を採用していますが、復旧(修理、買い替え)しない場合は時価額払いとなります。
- 更新共済では、時価額以上の損害が発生して共済金を受け取った場合は、共済関係が終了します。
- 工賃、修理所要時間、引上げ料等は、NOSAIが定める単価及び標準時間の範囲内となります。
- 他の共済(保険)契約がある場合の共済金の支払いは、請求者の承諾を経た後に、他の共済(保険)契約先の契約内容を確認後、支払いとなります。
- 農機具損害(火災・総合)共済で一共済責任期間内に同じ契約の農機具に複数の事故が発生した場合、支払われる災害共済金の合計額は加入金額(共済金額)が限度となり、契約は消滅します。

### ■共済金が一部免責になります

- 衝突・接触・墜落・転覆・異物の巻き込み事故の場合(免責10%)
- 買い替えの通知がなかった場合(免責20%または30%)
- パイプハウス格納中又は軒下放置中の雪害(免責10%)
- 定期点検における不良個所の見落とし及び調整ミスによって波及した損害(免責40%)
- 更新共済において同一農機具で、加入期間内(一年間)に3回以上の事故が発生した場合(免責10%~30%)  
ただし、火災・自然災害等による事故は除く
- 以下の部品に係る損害については、自然消耗の関連から部品代に一定の割合を乗じて得た額が損害額となります。

支払割合が5割の部品	支払割合が3割の部品
金属又は金属に準じる部品で著しく経年劣化する部品 (例)ロータリー等の爪、爪軸、ハローのレーキ等、チェーンケースカバー、刈刃、カッター・ブラウ及びソイラー等の刃、モア等のディスク、ヘイレーキ等のタイン、除雪機等のオーガ及びソリ、受網、チェーン、ホイール一体型タイヤ、溝切機及びカルチベーター等の培土板(アッシーを含む)、ワイヤー類、ユニバーサルジョイント、畦塗り機の上面ローラー(アッシーを含む)、バケット(ブレードを含む)、グレーダー並びに整地キャリアのスクレーパー	ゴム、布、ビニール又は木製部品 (例)タイヤ、チューブ、クローラ、カバー、ベルト類、ホース類、ダクト類、ローラ類、レーキ類及び荷台(床板)

※①による事故に適用します。

### ■共済金が支払われない場合

- 加入申込書の中で事実の告知をしなかったり、不実の告知をした場合
- 地震等(地震等によって発生拡大した火災等による損害含む)、津波、噴火等による災害(ただし、地震等担保特約を付帯した場合は除く)
- 損害の額が新調達価額の5%または、10,000円のいずれか少ない額に満たない損害
- 農機具毎の用途以外に使用した際に発生した損害
- 農業以外の目的で使用した際に発生した損害
- 作業目的物による損害(ロータリーの異常負荷やコンバインのワラ詰まり等)
- 稼働中の負荷、衝撃によるミッション内部及びクラッチ盤のみに生じた損害
- 農機具に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、自然消耗、整備不良によって発生した損害
- 故障、凍結(冬期間中のラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等を含む)及び消耗部品のみが発生した損害
- 燃料の劣化などによるキャブレター等の目詰まり
- 川、沼などからの給水による防除機の見詰まり
- パンク修理
- 車検切れ期間中に発生した特殊農機具(軽トラックなど)の事故
- 引き揚げ時に発生した損害
- 共済金の請求を3年間怠ったとき

次の場合は、すぐに  
NOSAIまで  
お知らせください。

- 事故が発生したとき
- 銘柄や型式が変更(買い替えなど)
- 譲渡や廃車
- 加入者の名義や口座が変わる場合
- 格納設置場所が変わった場合

## 山形県農業共済組合

本所 〒994-8511 天童市小関1333番地 TEL 023-656-8982 FAX 023-656-8980  
置賜支所 〒992-0002 米沢市窪田町矢野目3668番地の3 TEL 0238-37-5700 FAX 0238-37-5709  
庄内支所 〒998-0125 酒田市広野字上割171番1 TEL 0234-91-1558 FAX 0234-91-1560

詳しくは、本所または最寄りの支所までお気軽にお問い合わせください

# 農機具共済 のうきくん

あなたの大切な財産を  
がっちりサポート!!



安心のネットワーク  
NOSAI山形